

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、横隔神経電気刺激装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

第3節・第4節 (略)

第3部 検査

通則

1～6 (略)

第1節 検体検査料

通則 (略)

第1款 検体検査実施料

通則

1～3 (略)

区分

(尿・糞便等検査)

D000 (略)

D001 尿中特殊物質定性定量検査

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 尿蛋白 | 7点 |
| 2 | VMA定性(尿)、Bence Jones蛋白定性(尿)、尿グルコース | 9点 |
| 3 | ウロビリノゲン(尿)、先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)、尿浸透圧 | 16点 |
| 4 | ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿) | 17点 |
| 5 | N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿) | 41点 |
| 6 | アルブミン定性(尿) | 49点 |
| 7 | 黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)、フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿) | 72点 |

第3節・第4節 (略)

第3部 検査

通則

1～6 (略)

第1節 検体検査料

通則 (略)

第1款 検体検査実施料

通則

1～3 (略)

区分

(尿・糞便等検査)

D000 (略)

D001 尿中特殊物質定性定量検査

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 尿蛋白 | 7点 |
| 2 | VMA定性(尿)、Bence Jones蛋白定性(尿)、尿グルコース | 9点 |
| 3 | ウロビリノゲン(尿)、先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)、尿浸透圧 | 16点 |
| 4 | ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿) | 17点 |
| 5 | N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿) | 41点 |
| 6 | アルブミン定性(尿) | 49点 |
| 7 | 黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)、フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿) | 72点 |

8	アルブミン定量 (尿)	<u>102</u> 点
9	トランスフェリン (尿)	<u>104</u> 点
10	ウロポルフィリン (尿)	<u>105</u> 点
11	δアミノレブリン酸 (δ-A L A) (尿)	<u>109</u> 点
12	ポリアミン (尿)	115点
13	ミオイノシトール (尿)	120点
14	コプロポルフィリン (尿)	<u>135</u> 点
15	<u>総ヨウ素 (尿)</u>	<u>186</u> 点
16	<u>IV型コラーゲン (尿)</u>	<u>189</u> 点
17	ポルフォビリノゲン (尿)	191点

(削る)

18	シュウ酸 (尿)	200点
19	L型脂肪酸結合蛋白 (L-F A B P) (尿)、 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (N G A L) (尿)	210点
20	尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D 0 1 5に 掲げる血漿蛋白免疫 学的検査の例により算 定した点数	
21	その他 検査の種類の違いにより区分番号D 0 0 7に掲げる血液化学検査又は区分番 号D 0 0 8に掲げる内分泌学的検査、 区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカ ー若しくは区分番号D 0 1 0に掲げる 特殊分析の例により算定した点数	

注 (略)

D 0 0 2 ~ D 0 0 3 (略)

D 0 0 4 穿刺液・採取液検査

1 ヒューナー検査 20点

8	アルブミン定量 (尿)	<u>105</u> 点
9	トランスフェリン (尿)	<u>107</u> 点
10	ウロポルフィリン (尿)	<u>108</u> 点
11	δアミノレブリン酸 (δ-A L A) (尿)	<u>112</u> 点
12	ポリアミン (尿)	115点
13	ミオイノシトール (尿)	120点
14	コプロポルフィリン (尿)	<u>139</u> 点
15	(新設) (新設) ポルフォビリノゲン (尿)、 <u>総ヨウ素 (尿)</u>	191点
16	<u>IV型コラーゲン (尿)</u>	<u>194</u> 点
17	シュウ酸 (尿)	200点
18	L型脂肪酸結合蛋白 (L-F A B P) (尿)、 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (N G A L) (尿)	210点
19	尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D 0 1 5に 掲げる血漿蛋白免疫 学的検査の例により算 定した点数	
20	その他 検査の種類の違いにより区分番号D 0 0 7に掲げる血液化学検査又は区分番 号D 0 0 8に掲げる内分泌学的検査、 区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカ ー若しくは区分番号D 0 1 0に掲げる 特殊分析の例により算定した点数	

注 (略)

D 0 0 2 ~ D 0 0 3 (略)

D 0 0 4 穿刺液・採取液検査

1 ヒューナー検査 20点

2	胃液又は十二指腸液一般検査	55点
3	髄液一般検査	62点
4	精液一般検査	70点
5	頸管粘液一般検査	75点
6	顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）、I g E 定性（涙液）	100点
7	顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）	122点
8	マイクロバブルテスト	200点
9	I g G インデックス	414点
10	オリゴクローナルバンド	522点
11	ミエリン塩基性蛋白（MBP）（髄液）	577点
12	タウ蛋白（髄液）	622点
13	リン酸化タウ蛋白（髄液）	641点
14	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D 0 1 5 に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数	
15	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D 0 1 7 に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数	
16	その他 検査の種類別により区分番号D 0 0 7 に掲げる血液化学検査又は区分番号D 0 0 8 に掲げる内分泌学的検査、区分番号D 0 0 9 に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D 0 1 0 に掲げる特殊分析の例により算定した点数	

注（略）

2	胃液又は十二指腸液一般検査	55点
3	髄液一般検査	62点
4	精液一般検査	70点
5	頸管粘液一般検査	75点
6	顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）、I g E 定性（涙液）	100点
7	顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）	125点
8	マイクロバブルテスト	200点
9	I g G インデックス	426点
10	オリゴクローナルバンド	538点
11	ミエリン塩基性蛋白（MBP）（髄液）	593点
	（新設）	
12	リン酸化タウ蛋白（髄液）、タウ蛋白（髄液）	641点
13	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D 0 1 5 に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数	
14	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D 0 1 7 に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数	
15	その他 検査の種類別により区分番号D 0 0 7 に掲げる血液化学検査又は区分番号D 0 0 8 に掲げる内分泌学的検査、区分番号D 0 0 9 に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D 0 1 0 に掲げる特殊分析の例により算定した点数	

注（略）

D004-2 悪性腫瘍組織検査

1 悪性腫瘍遺伝子検査

イ 処理が容易なもの

(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの

2,500点

(2) その他のもの

2,100点

ロ 処理が複雑なもの

5,000点

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

注1 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対してイに掲げる検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2項目 4,000点

ロ 3項目 6,000点

ハ 4項目以上 8,000点

2 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対してロに掲げる検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目

D004-2 悪性腫瘍組織検査

1 悪性腫瘍遺伝子検査

イ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法) 2,500点

(新設)

(新設)

ロ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外) 2,100点

ハ K-ras遺伝子検査 2,100点

ニ EWS-Fli1遺伝子検査 2,100点

ホ TLS-CHOP遺伝子検査 2,100点

ヘ SYT-SSX遺伝子検査 2,100点

ト c-kit遺伝子検査 2,500点

チ マイクロサテライト不安定性検査 2,100点

リ センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査 2,100点

ヌ BRAF遺伝子検査 6,520点

ル RAS遺伝子検査 2,500点

ヲ ROS1融合遺伝子検査 2,500点

注 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対して悪性腫瘍遺伝子検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2項目 4,000点

ロ 3項目以上 6,000点

(新設)

(新設)

数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2項目 8,000点

ロ 3項目以上 12,000点

2 抗悪性腫瘍剤感受性検査 2,500点
(血液学的検査)

D 0 0 5 血液形態・機能検査

1 赤血球沈降速度 (E S R) 9点

注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

2 網赤血球数 12点

3 血液浸透圧、好酸球 (鼻汁・喀痰)、末梢血液像 (自動機械法) 15点

4 好酸球数 17点

5 末梢血液一般検査 21点

6 末梢血液像 (鏡検法) 25点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごとにそれぞれ27点を所定点数に加算する。

7 血中微生物検査 40点

8 赤血球抵抗試験 45点

9 ヘモグロビンA1c (HbA1c) 49点

10 自己溶血試験、血液粘稠度 50点

11 ヘモグロビンF (HbF) 60点

12 デオキシチミジンキナーゼ (TK) 活性 233点

13 ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT) 250点

14 骨髓像 812点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごとにそれぞれ40点を所定点数に加算する。

2 抗悪性腫瘍剤感受性検査 2,500点
(血液学的検査)

D 0 0 5 血液形態・機能検査

1 赤血球沈降速度 (E S R) 9点

注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

2 網赤血球数 12点

3 血液浸透圧、好酸球 (鼻汁・喀痰)、末梢血液像 (自動機械法) 15点

4 好酸球数 17点

5 末梢血液一般検査 21点

6 末梢血液像 (鏡検法) 25点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごとにそれぞれ27点を所定点数に加算する。

7 血中微生物検査 40点

8 赤血球抵抗試験 45点

9 ヘモグロビンA1c (HbA1c) 49点

10 自己溶血試験、血液粘稠度 50点

11 ヘモグロビンF (HbF) 60点

12 デオキシチミジンキナーゼ (TK) 活性 233点

13 ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT) 250点

14 骨髓像 837点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごとにそれぞれ40点を所定点数に加算する。

	15 造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき)	1,940点
D 0 0 6	出血・凝固検査	
	1 出血時間	15点
	2 プロトロンビン時間 (P T)	18点
	3 血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
	4 フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量、 クリオフィブリノゲン	23点
	5 トロンビン時間	25点
	6 蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン 抵抗試験	28点
	7 活性化部分トロンボプラスチン時間 (A P T T)	29点
	8 血小板凝集能	50点
	9 血小板粘着能	64点
	10 アンチトロンビン活性、アンチトロンビン抗原	70点
	11 フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (F D P) 定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (F D P) 半定量、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (F D P) 定量、プラスミン、プラスミン活性、 α_1 -アンチトリプシン	80点
	12 フィブリンモノマー複合体定性	93点
	13 プラスミノゲン活性、プラスミノゲン抗原、凝固因子インヒビター定性 (クロスミキシング試験)	100点
	14 Dダイマー定性	125点
	15 プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)、Dダイマー半定量	128点
	16 v o n W i l l e b r a n d 因子 (V W F)	

	15 造血器腫瘍細胞抗原検査 (一連につき)	2,000点
D 0 0 6	出血・凝固検査	
	1 出血時間	15点
	2 プロトロンビン時間 (P T)、 <u>トロンボテスト</u>	18点
	3 血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
	4 フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量、 クリオフィブリノゲン	23点
	5 トロンビン時間	25点
	6 蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン 抵抗試験	28点
	7 活性化部分トロンボプラスチン時間 (A P T T)	29点
	8 血小板凝集能	50点
	9 血小板粘着能	64点
	10 アンチトロンビン活性、アンチトロンビン抗原	70点
	11 フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (F D P) 定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (F D P) 半定量、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (F D P) 定量、プラスミン、プラスミン活性、 α_1 -アンチトリプシン	80点
	12 フィブリンモノマー複合体定性	93点
	13 プラスミノゲン活性、プラスミノゲン抗原、凝固因子インヒビター定性 (クロスミキシング試験)	100点
	14 Dダイマー定性	128点
	15 プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)、Dダイマー半定量	131点
	16 v o n W i l l e b r a n d 因子 (V W F)	

活性	132点
17 Dダイマー	133点
18 α_2 -マクログロブリン	138点
19 P I V K A - II	143点
20 凝固因子インヒビター	148点
21 von Willebrand因子 (VWF)	
抗原	151点
22 <u>プラスミン・プラスミンインヒビター複合体 (PIC)</u>	158点
23 プロテインS抗原	162点
24 プロテインS活性	168点
25 β -トロンボグロブリン (β -TG)	177点
26 血小板第4因子 (PF ₄)	178点
27 トロンビン・アンチトロンビン複合体 (TAT)	181点
28 プロトロンビンフラグメントF1+2	193点
29 トロンボモジュリン	204点
30 凝固因子 (第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子)	223点
31 フィブリンモノマー複合体	227点
32 プロテインC抗原	239点
33 tPA・PAI-1複合体	240点
34 プロテインC活性	241点
35 ADAMTS13活性	400点
36 ADAMTS13インヒビター	1,000点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から34までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	

活性	136点
17 Dダイマー	137点
18 α_2 -マクログロブリン	138点
19 P I V K A - II	143点
20 凝固因子インヒビター	152点
21 von Willebrand因子 (VWF)	
抗原	155点
(新設)	
22 <u>プラスミン・プラスミンインヒビター複合体 (PIC)</u> 、プロテインS抗原	162点
23 プロテインS活性	170点
24 β -トロンボグロブリン (β -TG)	177点
25 血小板第4因子 (PF ₄)	178点
26 トロンビン・アンチトロンビン複合体 (TAT)	186点
27 プロトロンビンフラグメントF1+2	193点
28 トロンボモジュリン	205点
29 凝固因子 (第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子)	229点
30 フィブリンモノマー複合体	233点
31 プロテインC抗原	246点
32 tPA・PAI-1複合体	247点
33 プロテインC活性	248点
34 ADAMTS13活性	400点
35 ADAMTS13インヒビター	600点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から33までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	

イ	3項目又は4項目	530点
ロ	5項目以上	722点
D006-2	(略)	
D006-3	Major BCR-ABL1 (mRNA定量 (国際標準値))	
1	診断の補助に用いるもの (削る) (削る)	2,520点
2	モニタリングに用いるもの	2,520点
D006-4・D006-5	(略)	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	2,429点
D006-7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,037点
D006-8~D006-10	(略)	
D006-11	FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査	3,201点
D006-12	EGFR遺伝子検査 (血漿) 注 同一の患者につき同一月において検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。	2,100点
D006-13	(略)	
D006-14	FLT3遺伝子検査	4,200点
D006-15	膀胱がん関連遺伝子検査	1,597点
D006-16	JAK2遺伝子検査	2,504点
D006-17	Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型	2,100点
D006-18	BRCA1/2遺伝子検査	
1	腫瘍細胞を検体とするもの	20,200点
2	血液を検体とするもの	20,200点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して	

イ	3項目又は4項目	530点
ロ	5項目以上	722点
D006-2	(略)	
D006-3	Major BCR-ABL1	
1	mRNA定量 (国際標準値) イ 診断の補助に用いるもの ロ モニタリングに用いるもの	2,520点 2,520点
2	mRNA定量 (1以外のもの)	1,200点
D006-4・D006-5	(略)	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	2,504点
D006-7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,100点
D006-8~D006-10	(略)	
D006-11	FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査	3,300点
D006-12	EGFR遺伝子検査 (血漿) (新設)	2,100点
D006-13	(略) (新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	

いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

D 0 0 6 - 19 がんゲノムプロファイリング検査

(新設)

1 検体提出時 8,000点

2 結果説明時 48,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

D 0 0 6 - 20 角膜ジストロフィー遺伝子検査 1,200点

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

D 0 0 6 - 21 血液粘弾性検査 (一連につき) 600点

(新設)

(生化学的検査(I))

D 0 0 7 血液化学検査

1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン (BCP改良法・BCG法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)、総鉄結合能 (TIBC) (比色法) 11点

(生化学的検査(I))

D 0 0 7 血液化学検査

1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)、総鉄結合能 (TIBC) (比色法)

11点

2	リン脂質	15点
3	HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)	17点
4	LDL-コレステロール、 ^{たん} 蛋白分画	18点
5	銅 (Cu)	23点
6	リパーゼ	24点
7	イオン化カルシウム	26点
8	マンガン (Mn)	27点
	(削る)	
9	ケトン体	30点
10	アポリ ^{たん} ボ蛋白	
	イ 1項目の場合	31点
	ロ 2項目の場合	62点
	ハ 3項目以上の場合	94点
11	アデノシンデアミナーゼ (ADA)	32点
12	グアナーゼ	35点
13	有機モノカルボン酸、胆汁酸	47点
14	ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、 γ -GTアイソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩	48点
15	ASTアイソザイム、リボ ^{たん} 蛋白分画	49点
16	アンモニア	50点
17	CKアイソザイム、グリコアルブミン	55点
18	コレステロール分画	57点
19	ケトン体分画、遊離脂肪酸	59点
20	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (LCAT)	70点
21	グルコース-6-リン酸 ^{たん} デヒドロゲナーゼ (G-6-PD)、リボ ^{たん} 蛋白分画 (PAGディスク電	

2	リン脂質	15点
3	HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)	17点
4	LDL-コレステロール、 ^{たん} 蛋白分画	18点
5	銅 (Cu)	23点
6	リパーゼ	24点
7	イオン化カルシウム	26点
8	マンガン (Mn)	27点
9	<u>ムコ^{たん}蛋白</u>	<u>29点</u>
10	ケトン体	30点
11	アポリ ^{たん} ボ蛋白	
	イ 1項目の場合	31点
	ロ 2項目の場合	62点
	ハ 3項目以上の場合	94点
12	アデノシンデアミナーゼ (ADA)	32点
13	グアナーゼ	35点
14	有機モノカルボン酸、胆汁酸	47点
15	ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、 γ -GTアイソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩	48点
16	ASTアイソザイム、リボ ^{たん} 蛋白分画	49点
17	アンモニア	50点
18	CKアイソザイム、グリコアルブミン	55点
19	コレステロール分画	57点
20	ケトン体分画、遊離脂肪酸	59点
21	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (LCAT)	70点
22	グルコース-6-リン酸 ^{たん} デヒドロゲナーゼ (G-6-PD)、リボ ^{たん} 蛋白分画 (PAGディスク電	

気泳動法)、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5 AG)、グリココール酸	80点
<u>22 CK-MB (免疫阻害法・蛋白質量測定)</u>	90点
<u>23 LDアイソザイム1型、総カルニチン、遊離カルニチン</u>	95点
<u>24 ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)</u>	96点
<u>25 リポ蛋白 (a)</u>	107点
<u>26 ヘパリン、フェリチン半定量、フェリチン定量</u>	108点
(削る)	
<u>27 エタノール</u>	111点
<u>28 KL-6</u>	114点
<u>29 心筋トロポニンI、心筋トロポニンT (TnT)</u> 定性・定量、アルミニウム (Al)	115点
<u>30 25-ヒドロキシビタミンD</u>	117点
<u>31 ペントシジン、シスタチンC</u>	118点
<u>32 イヌリン</u>	120点
(削る)	
<u>33 リポ蛋白分画 (HPLC法)</u>	129点
<u>34 肺サーファクタント蛋白-A (SP-A)、ガラクトース</u>	130点
<u>35 肺サーファクタント蛋白-D (SP-D)</u>	136点
<u>36 血液ガス分析、IV型コラーゲン、ミオグロビン</u> 定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定性、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定量、アルブミン非結合型ビリルビン	139点

気泳動法)、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5 AG)、グリココール酸	80点
<u>23 CK-MB</u>	90点
<u>24 膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)</u> LDアイソザイム1型、総カルニチン、遊離カルニチン	95点
<u>25 ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)</u>	96点
<u>26 リポ蛋白 (a)</u>	107点
<u>27 ヘパリン</u>	108点
<u>28 フェリチン半定量、フェリチン定量</u>	111点
<u>29 エタノール</u> (新設)	113点
<u>30 心筋トロポニンI、KL-6</u>	117点
(新設)	
<u>31 ペントシジン、アルミニウム (Al)</u>	118点
<u>32 イヌリン、心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量</u>	120点
<u>33 シスタチンC</u>	121点
<u>34 リポ蛋白分画 (HPLC法)</u>	129点
<u>35 肺サーファクタント蛋白-A (SP-A)、ガラクトース</u>	130点
<u>36 肺サーファクタント蛋白-D (SP-D)</u>	136点
(新設)	

<u>注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。</u>			
37	<u>プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P)、亜鉛 (Zn)</u> (削る)	140点	
	(削る)		
38	<u>セレン、アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)、ビタミンB₁₂</u>	144点	
39	<u>IV型コラーゲン・7S</u>	148点	
40	<u>ピルビン酸キナーゼ (PK)</u>	150点	
41	<u>葉酸</u>	154点	
42	<u>ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)、腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性</u>	180点	
43	<u>ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖 I、レムナント様リポ蛋白コレステロール (RLP-C)</u>	184点	
44	<u>アセトアミノフェン</u>	185点	
45	<u>トリプシン</u> (削る)	189点	
46	<u>Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体、マロンジアルデヒド修飾LDL (MDA-LDL)、オートタキシン</u>	194点	
37	<u>血液ガス分析、プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P)</u>	140点	
<u>注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。</u>			
38	<u>IV型コラーゲン、ミオグロビン定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定性、心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) 定量、アルブミン非結合型ビリルビン</u>	143点	
39	<u>亜鉛 (Zn)、セレン</u>	144点	
40	<u>アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)、IV型コラーゲン・7S、ビタミンB₁₂</u>	148点	
41	<u>ピルビン酸キナーゼ (PK)</u>	150点	
42	<u>葉酸</u>	158点	
43	<u>ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)</u>	180点	
44	<u>ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖 I</u>	184点	
45	<u>腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性</u>	185点	
46	<u>レムナント様リポ蛋白コレステロール (RLP-C)、トリプシン</u>	189点	
47	<u>アセトアミノフェン</u>	190点	
48	<u>Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体</u>	194点	

(削る)	
<u>47</u> ホスホオリパーゼA ₂ (PLA ₂)	204点
<u>48</u> 赤血球コプロポルフィリン	210点
<u>49</u> リポ蛋白リパーゼ (LPL)	223点
<u>50</u> 肝細胞増殖因子 (HGF)	227点
<u>51</u> ビタミンB ₁	246点
<u>52</u> ビタミンB ₂	249点
<u>53</u> 2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	250点
(削る)	
(削る)	
<u>54</u> 赤血球プロトポルフィリン	272点
<u>55</u> <u>プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシトニン (PCT) 半定量</u>	292点
<u>56</u> プレセブシン定量	301点
<u>57</u> インフリキシマブ定性	310点
<u>58</u> ビタミンC	314点
<u>59</u> 1, 25-ジヒドロキシビタミンD ₃	388点
(削る)	
<u>60</u> <u>FGF23</u>	788点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 5項目以上7項目以下	93点
ロ 8項目又は9項目	99点
ハ 10項目以上	109点
注 入院中の患者について算定した場合は、入	

<u>49</u> <u>マロンジアルデヒド修飾LDL (MDA-LDL)</u>	200点
<u>50</u> ホスホオリパーゼA ₂ (PLA ₂)	204点
<u>51</u> 赤血球コプロポルフィリン	210点
<u>52</u> リポ蛋白リパーゼ (LPL)	223点
<u>53</u> 肝細胞増殖因子 (HGF)	227点
(新設)	
(新設)	
<u>54</u> 2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	250点
<u>55</u> ビタミンB ₁	253点
<u>56</u> ビタミンB ₂	256点
<u>57</u> 赤血球プロトポルフィリン	272点
(新設)	
<u>58</u> <u>プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシトニン (PCT) 半定量、プレセブシン定量</u>	301点
<u>59</u> インフリキシマブ定性	310点
<u>60</u> ビタミンC	314点
<u>61</u> 1, 25-ジヒドロキシビタミンD ₃	388点
<u>62</u> <u>25-ヒドロキシビタミンD</u>	400点
(新設)	
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 5項目以上7項目以下	93点
ロ 8項目又は9項目	99点
ハ 10項目以上	112点
注 入院中の患者について算定した場合は、入	

院時初回加算として、初回に限り20点を所定
点数に加算する。

(生化学的検査Ⅱ)

D 0 0 8 内分泌学的検査

1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	55点
2	11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)	60点
3	ホモバニリン酸 (HVA)	69点
4	バニールマンデル酸 (VMA)	90点
5	5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95点
6	プロラクチン (PRL)	98点
7	レニン活性	100点
8	トリヨードサイロニン (T ₃)	102点
9	甲状腺刺激ホルモン (TSH)、ガストリン	104点
10	インスリン (IRI)	106点
11	レニン定量	108点
12	サイロキシシン (T ₄)	111点
13	成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、C-ペプチド (CPR)、黄体形成ホルモン (LH)	111点
14	アルドステロン、テストステロン	125点
15	遊離サイロキシシン (FT ₄)、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール	127点
16	サイロキシシン結合グロブリン (TBG)	130点
17	サイログロブリン	133点
18	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗G	

院時初回加算として、初回に限り20点を所定
点数に加算する。

(生化学的検査Ⅱ)

D 0 0 8 内分泌学的検査

1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	55点
2	11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)	60点
3	ホモバニリン酸 (HVA)	69点
4	バニールマンデル酸 (VMA)	90点
5	5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95点
6	プロラクチン (PRL)	98点
7	レニン活性	100点
8	トリヨードサイロニン (T ₃)	105点
9	甲状腺刺激ホルモン (TSH)、ガストリン	107点
10	インスリン (IRI)	109点
	(新設)	
11	レニン定量、サイロキシシン (T ₄)	111点
12	成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、C-ペプチド (CPR)、黄体形成ホルモン (LH)	114点
13	アルドステロン、テストステロン	128点
	(新設)	
14	遊離サイロキシシン (FT ₄)、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール、サイロキシシン結合グロブリン (TBG)	130点
	(新設)	
15	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗G	

	A D抗体)	134点
19	<u>脳性Na利尿ペプチド (BNP)、脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)</u>	136点
20	<u>カルシトニン</u>	137点
21	<u>ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量</u>	138点
22	サイロキシン結合能 (TBC)、ヒト胎盤性ラクトーゲン (HPL)	140点
	(削る)	
	(削る)	
23	グルカゴン	150点
24	プロゲステロン	151点
25	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b)	156点
26	<u>低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC)</u>	158点
27	<u>骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、オステオカルシン (OC)</u>	161点
	(削る)	
28	<u>遊離テストステロン、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PI)</u>	

	A D抗体)	134点
16	脳性Na利尿ペプチド (BNP)	136点
17	<u>サイログロブリン</u> (新設)	137点
18	<u>サイロキシン結合能 (TBC)、脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)、ヒト胎盤性ラクトーゲン (HPL)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)</u>	140点
19	<u>カルシトニン</u>	141点
20	<u>ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量</u>	142点
21	グルカゴン	150点
22	プロゲステロン	155点
23	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b)	156点
	(新設)	
24	骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	161点
25	<u>低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC)</u> (新設)	162点

<u>NP)</u>	163点		
29 <u>低単位ヒト^{じゅう}絨毛性ゴナドトロピン (HCG)</u>		26 <u>オステオカルシン (OC)</u>	165点
半定量	165点		
(削る)		27 <u>遊離テストステロン</u>	166点
(削る)		28 <u>インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペ</u>	
		チド (Intact PINP)	168点
30 <u>I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性</u>		29 <u>I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性</u>	
体 (β-CTX) (尿)、 <u>I型プロコラーゲン-</u>		体 (β-CTX) (尿)	169点
<u>N-プロペプチド (PINP)</u>	169点		
31 <u>セクレチン、I型コラーゲン架橋C-テロペ</u>		30 <u>セクレチン、低単位ヒト^{じゅう}絨毛性ゴナドトロ</u>	
チド-β異性体 (β-CTX)、 <u>副甲状腺ホルモ</u>		ン (HCG) 半定量、 <u>I型コラーゲン架橋C-テ</u>	
<u>ン (PTH)、カテコールアミン分画</u>	170点	ロペプチド-β異性体 (β-CTX)、 <u>I型プロ</u>	
		<u>コラーゲン-N-プロペプチド (PINP)</u>	170点
		(新設)	
32 <u>デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (D</u>		31 <u>サイクリックAMP (cAMP)、副甲状腺ホ</u>	
<u>HEA-S)</u>	174点	ルモン (PTH)、 <u>カテコールアミン分画</u>	175点
33 <u>サイクリックAMP (cAMP)</u>	175点		
		32 <u>デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (D</u>	
(削る)		<u>HEA-S)</u>	176点
		(新設)	
34 <u>エストラジオール (E₂)</u>	177点	33 <u>エストリオール (E₃)、エストロゲン半定量</u>	
35 <u>エストリオール (E₃)、エストロゲン半定量</u>		、 <u>エストロゲン定量、副甲状腺ホルモン関連^{たん}蛋白</u>	
、 <u>エストロゲン定量、副甲状腺ホルモン関連^{たん}蛋白</u>		<u>C端フラグメント (C-PTHrP)</u>	180点
<u>C端フラグメント (C-PTHrP)</u>	180点		
(削る)		34 <u>エストラジオール (E₂)</u>	182点
36 <u>デオキシピリジノリン (DPD) (尿)</u>		35 <u>デオキシピリジノリン (DPD) (尿)</u>	
	191点		191点
37 <u>副甲状腺ホルモン関連^{たん}蛋白 (PTHrP)、副</u>		36 <u>副甲状腺ホルモン関連^{たん}蛋白 (PTHrP)</u>	
<u>腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールア</u>			194点
<u>ミン</u>	194点		

<u>38</u> 17-ケトジェニックステロイド (17-KGS)	200点
<u>39</u> エリスロポエチン	209点
<u>40</u> 17-ケトステロイド分画 (17-KS分画)、17 α-ヒドロキシprogesterone (17α-OHP) 、抗IA-2抗体、pregnenolone	213点
<u>41</u> <u>メタネフリン</u>	<u>217点</u>
<u>42</u> <u>ソマトメジンC</u>	<u>218点</u>
<u>43</u> 17-ケトジェニックステロイド分画 (17-KGS 分画) (削る) (削る)	220点
<u>44</u> <u>メタネフリン・ノルメタネフリン分画</u>	<u>221点</u>
<u>45</u> 心房性Na利尿ペプチド (ANP)	227点
<u>46</u> <u>pregnenolone</u>	<u>234点</u>
<u>47</u> 抗利尿ホルモン (ADH) (削る)	235点
<u>48</u> ノルメタネフリン	250点
<u>49</u> インスリン様成長因子結合 ^{たん} 蛋白3型 (IGFB P-3)	280点
<u>50</u> <u>遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画</u>	<u>320点</u>
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の 13から50までに掲げる検査を3項目以上行った場 合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応 じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 3項目以上5項目以下	410点
ロ 6項目又は7項目	623点
ハ 8項目以上	900点

<u>37</u> 17-ケトジェニックステロイド (17-KGS) 、 <u>副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコ ルアミン</u>	200点
<u>38</u> エリスロポエチン	209点
<u>39</u> 17-ケトステロイド分画 (17-KS分画)、17 α-ヒドロキシprogesterone (17α-OHP) 、抗IA-2抗体、pregnenolone	213点
(新設)	
(新設)	
<u>40</u> 17-ケトジェニックステロイド分画 (17-KGS 分画)	220点
<u>41</u> <u>メタネフリン</u>	<u>223点</u>
<u>42</u> <u>ソマトメジンC</u>	<u>224点</u>
(新設)	
<u>43</u> 心房性Na利尿ペプチド (ANP)、 <u>メタネフ リン・ノルメタネフリン分画</u>	227点
(新設)	
<u>44</u> 抗利尿ホルモン (ADH)	235点
<u>45</u> <u>pregnenolone</u>	<u>240点</u>
<u>46</u> ノルメタネフリン	250点
<u>47</u> インスリン様成長因子結合 ^{たん} 蛋白3型 (IGFB P-3) (新設)	280点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の 12から47までに掲げる検査を3項目以上行った場 合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応 じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 3項目以上5項目以下	410点
ロ 6項目又は7項目	623点
ハ 8項目以上	900点

D009 腫瘍マーカー

1	尿中BTA	80点
2	癌胎児性抗原 (CEA)	102点
3	α -フエトプロテイン (AFP)	104点
4	<u>扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)</u>	107点
5	組織ポリペプチド抗原 (TPA)	110点
6	DUPAN-2、NCC-ST-439、CA15-3 (削る)	118点
7	エラストラーゼ1	126点
8	前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9	127点
9	PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	139点
10	CA125	144点
11	CA72-4、SPan-1、シアリルTn抗原 (STN)、神経特異エノラーゼ (NSE)	146点
	(削る)	
12	<u>核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿)、核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿)</u>	147点
13	<u>シアリルLe^x-i抗原 (SLX)</u>	148点
14	塩基性フエトプロテイン (BFP)	150点
	(削る)	
	(削る)	
15	遊離型PSA比 (PSA F/T比)	154点

D009 腫瘍マーカー

1	尿中BTA	80点
2	癌胎児性抗原 (CEA)	105点
3	α -フエトプロテイン (AFP)	107点
	(新設)	
4	<u>組織ポリペプチド抗原 (TPA)、扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)</u>	110点
5	DUPAN-2、NCC-ST-439、CA15-3	121点
6	<u>前立腺酸ホスファターゼ抗原 (PAP)</u>	124点
7	エラストラーゼ1	129点
8	前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9	130点
9	PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	143点
	(新設)	
10	CA72-4、SPan-1、シアリルTn抗原 (STN)、神経特異エノラーゼ (NSE)	146点
11	CA125	148点
	(新設)	
	(新設)	
12	塩基性フエトプロテイン (BFP)	150点
13	<u>核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿)、核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿)</u>	151点
14	<u>シアリルLe^x-i抗原 (SLX)</u>	152点
15	遊離型PSA比 (PSA F/T比)	158点

16	サイトケラチン8・18(尿)	160点
17	<u>BCA225、サイトケラチン19フラグメント(シフラ)</u>	<u>162点</u>
18	抗p53抗体 (削る) (削る)	163点
19	シアリルLe ^x 抗原(CSLEX)	164点
20	I型コラーゲン-C-テロペプチド(ICTP)	170点
21	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)	175点
22	CA54/61、 ^{がん} 癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	184点
23	CA602、 α -フェトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)	190点
24	γ -セミノプロテイン(γ -Sm)	194点
25	ヒト精巣上体蛋白4(HE4)	200点
26	可溶性メソテリン関連ペプチド	220点
27	^{がん} 癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)、 ^{がん} 癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液)	305点
28	HER2 ^{たん} 蛋白	320点
29	可溶性インターロイキン-2レセプター(sIL-2R)	438点
注1	診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。	

16	サイトケラチン8・18(尿) (新設)	160点
17	抗p53抗体	163点
18	<u>BCA225</u>	<u>165点</u>
19	<u>サイトケラチン19フラグメント(シフラ)</u>	<u>167点</u>
20	シアリルLe ^x 抗原(CSLEX)	169点
21	I型コラーゲン-C-テロペプチド(ICTP)	170点
22	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)	175点
23	CA54/61、 ^{がん} 癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	184点
24	CA602、 α -フェトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)	190点
25	γ -セミノプロテイン(γ -Sm)	194点
26	ヒト精巣上体蛋白4(HE4)	200点
27	可溶性メソテリン関連ペプチド	220点
28	^{がん} 癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)、 ^{がん} 癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液)	314点
29	HER2 ^{たん} 蛋白	320点
30	可溶性インターロイキン-2レセプター(sIL-2R)	438点
注1	診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。	

- 2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から29までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。
- イ 2項目 230点
 - ロ 3項目 290点
 - ハ 4項目以上 408点

D010 特殊分析

- 1 糖分析(尿) 38点
- 2 結石分析 120点
- 3 チロシン 200点
- 4 アミノ酸
 - イ 1種類につき 287点
 - ロ 5種類以上 1,176点
- 5 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR) 288点

(削る)

- 6 アミノ酸定性 350点
- 7 脂肪酸分画 417点
- 8 先天性代謝異常症検査
 - イ 尿中有機酸分析 1,141点
 - ロ 血中極長鎖脂肪酸 1,141点
 - ハ タンデムマス分析 1,141点
 - ニ その他 1,141点

注1 イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

- 2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から30までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。
- イ 2項目 230点
 - ロ 3項目 290点
 - ハ 4項目以上 420点

D010 特殊分析

- 1 糖分析(尿) 38点
- 2 結石分析 120点
- 3 チロシン 200点
- (新設)
- 4 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR) 288点

- 5 アミノ酸
 - イ 1種類につき 295点
 - ロ 5種類以上 1,212点
- 6 アミノ酸定性 350点
- 7 脂肪酸分画 429点
- 8 先天性代謝異常症検査 1,176点
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

注 保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。

2 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関内で検査を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

(免疫学的検査)

D 0 1 1 免疫血液学的検査

- | | | |
|---|------------------------|--------------|
| 1 | A B O血液型、R h (D) 血液型 | 24点 |
| 2 | C o o m b s 試験 | |
| | イ 直接 | 34点 |
| | ロ 間接 | 47点 |
| 3 | R h (その他の因子) 血液型 | <u>152</u> 点 |
| 4 | 不規則抗体 | 159点 |

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号K 8 9 8に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。

- | | | |
|----|--|--------------|
| 5 | A B O血液型関連糖転移酵素活性 | <u>186</u> 点 |
| 6 | 血小板関連 I g G (P A - I g G) | <u>198</u> 点 |
| 7 | A B O血液型亜型 | 260点 |
| 8 | 抗血小板抗体 | 262点 |
| 9 | 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G 抗体) | <u>378</u> 点 |
| 10 | 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G 、 I g M 及び I g A 抗体) | 390点 |

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | 梅毒血清反応 (S T S) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 半定量、抗ストレプトリジンO (A S O) | |
|---|---|--|

(新設)

(免疫学的検査)

D 0 1 1 免疫血液学的検査

- | | | |
|---|------------------------|--------------|
| 1 | A B O血液型、R h (D) 血液型 | 24点 |
| 2 | C o o m b s 試験 | |
| | イ 直接 | 34点 |
| | ロ 間接 | 47点 |
| 3 | R h (その他の因子) 血液型 | <u>156</u> 点 |
| 4 | 不規則抗体 | 159点 |

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号K 8 9 8に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。

- | | | |
|----|--|--------------|
| 5 | A B O血液型関連糖転移酵素活性 | <u>191</u> 点 |
| 6 | 血小板関連 I g G (P A - I g G) | <u>204</u> 点 |
| 7 | A B O血液型亜型 | 260点 |
| 8 | 抗血小板抗体 | 262点 |
| 9 | 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G 抗体) | <u>389</u> 点 |
| 10 | 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G 、 I g M 及び I g A 抗体) | 390点 |

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | 梅毒血清反応 (S T S) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 半定量、抗ストレプトリジンO (A S O) | |
|---|---|--|

2	トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量	15点 26点
3	抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性、抗ストレプトキナーゼ（ASK）半定量	29点
4	梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量	32点
5	梅毒血清反応（STS）半定量、梅毒血清反応（STS）定量	34点
6	梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量	53点
7	アデノウイルス抗原定性（糞便）、迅速ウレアーゼ試験定性	60点
8	ロタウイルス抗原定性（糞便）、ロタウイルス抗原定量（糞便）	65点
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量、クラミドフィラ・ニューモニエ Ig G 抗体	70点
10	クラミドフィラ・ニューモニエ Ig A 抗体	75点
11	ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）（1項目当たり）	79点
	注 同一検体についてウイルス抗体価（定性・半定量・定量）の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。	
12	クロストリジオイデス・ディフィシル抗原定性、ヘリコバクター・ピロリ抗体、百日咳菌抗体定性、百日咳菌抗体半定量	80点
13	HTLV-I 抗体定性、HTLV-I 抗体半定量	85点
14	トキソプラズマ抗体	93点
15	トキソプラズマ Ig M 抗体	95点

2	トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量	15点 26点
3	抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性、抗ストレプトキナーゼ（ASK）半定量	29点
4	梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量	32点
5	梅毒血清反応（STS）半定量、梅毒血清反応（STS）定量	34点
6	梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量	53点
7	アデノウイルス抗原定性（糞便）、迅速ウレアーゼ試験定性	60点
8	ロタウイルス抗原定性（糞便）、ロタウイルス抗原定量（糞便）	65点
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量、クラミドフィラ・ニューモニエ Ig G 抗体	70点
10	クラミドフィラ・ニューモニエ Ig A 抗体	75点
11	ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）（1項目当たり）	79点
	注 同一検体についてウイルス抗体価（定性・半定量・定量）の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。	
12	クロストリジウム・ディフィシル抗原定性、ヘリコバクター・ピロリ抗体、百日咳菌抗体定性、百日咳菌抗体半定量	80点
13	HTLV-I 抗体定性、HTLV-I 抗体半定量	85点
14	トキソプラズマ抗体	93点
15	トキソプラズマ Ig M 抗体	95点

<u>16 HIV-1, 2抗体定性、HIV-1, 2抗体半定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性</u>	<u>115点</u>
<u>17 抗酸菌抗体定量、HIV-1抗体、抗酸菌抗体定性</u> (削る)	116点
<u>18 HIV-1, 2抗体定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量、A群β溶連菌迅速試験定性</u>	127点
(削る)	
<u>19 カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量</u>	<u>134点</u>
<u>20 ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)</u>	<u>136点</u>
<u>21 RSウイルス抗原定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量</u>	<u>138点</u>
<u>22 インフルエンザウイルス抗原定性</u>	<u>139点</u>
<u>23 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性</u>	<u>142点</u>
<u>24 肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)、ヒトメタニューモウイルス抗原定性</u>	<u>146点</u>
<u>25 ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性、マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)</u>	150点
<u>26 クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体</u>	<u>156点</u>
<u>27 D-アラビニトール、クラミジア・トラコマチ</u>	

(新設)	
<u>16 抗酸菌抗体定量、HIV-1抗体、抗酸菌抗体定性</u>	116点
<u>17 HIV-1, 2抗体定性、HIV-1, 2抗体半定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量</u>	<u>118点</u>
18 HIV-1, 2抗体定量	127点
<u>19 A群β溶連菌迅速試験定性</u>	<u>130点</u>
<u>20 カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量</u>	<u>138点</u>
<u>21 ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)</u>	<u>140点</u>
<u>22 RSウイルス抗原定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量</u>	<u>142点</u>
<u>23 インフルエンザウイルス抗原定性</u>	<u>143点</u>
(新設)	
<u>24 肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)、ヘリコバクター・ピロリ抗原定性</u>	<u>146点</u>
<u>25 ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性、マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)、ヒトメタニューモウイルス抗原定性</u>	<u>150点</u>
(新設)	
<u>26 D-アラビニトール、クラミドフィラ・ニュー</u>	

ス抗原定性	160点
<u>28</u> アスペルギルス抗原	<u>161</u> 点
<u>29</u> 大腸菌O157抗原定性	165点
<u>30</u> <u>大腸菌O157抗体定性、HTLV-I抗体</u>	<u>168</u> 点
<u>31</u> マイコプラズマ抗原定性（FA法） （削る）	170点
<u>32</u> クリプトコックス抗原半定量、クリプトコックス抗原定性	<u>174</u> 点
<u>33</u> <u>大腸菌血清型別</u>	<u>175</u> 点
<u>34</u> 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性	180点
<u>35</u> アデノウイルス抗原定性（糞便を除く。）、肺炎球菌細胞壁抗原定性	<u>189</u> 点
<u>36</u> 肺炎球菌莢膜抗原定性（尿・髄液）	<u>198</u> 点
<u>37</u> ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	<u>200</u> 点
<u>38</u> <u>ツツガムシ抗体定性、ツツガムシ抗体半定量、（1→3）-β-D-グルカン</u>	<u>207</u> 点
<u>39</u> 単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）、アニサキスIgG・IgA抗体 （削る）	210点
<u>40</u> グロブリンクラス別ウイルス抗体価（1項目当たり）	<u>212</u> 点
注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限	

<u>モニエIgM抗体、クラミジア・トラコマチス抗原</u> 定性	160点
<u>27</u> アスペルギルス抗原	<u>164</u> 点
<u>28</u> 大腸菌O157抗原定性 （新設）	165点
<u>29</u> マイコプラズマ抗原定性（FA法）	170点
<u>30</u> <u>大腸菌O157抗体定性、HTLV-I抗体</u>	<u>173</u> 点
<u>31</u> クリプトコックス抗原半定量、クリプトコックス抗原定性 （新設）	<u>179</u> 点
<u>32</u> 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性、 <u>大腸菌血清型別</u>	180点
<u>33</u> アデノウイルス抗原定性（糞便を除く。）、肺炎球菌細胞壁抗原定性	<u>194</u> 点
<u>34</u> 肺炎球菌莢膜抗原定性（尿・髄液）	<u>204</u> 点
<u>35</u> ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体 （新設）	<u>206</u> 点
<u>36</u> 単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）、アニサキスIgG・IgA抗体	210点
<u>37</u> <u>ツツガムシ抗体半定量、（1→3）-β-D-グルカン、ツツガムシ抗体定性</u>	<u>213</u> 点
<u>38</u> グロブリンクラス別ウイルス抗体価（1項目当たり）	<u>218</u> 点
注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限	

	度として算定する。	
<u>41</u>	<u>レジオネラ抗原定性（尿）</u>	<u>217点</u>
	（削る）	
<u>42</u>	<u>赤痢アメーバ抗体半定量</u>	<u>223点</u>
<u>43</u>	<u>デングウイルス抗原定性、デングウイルス抗原・抗体同時測定定性、水痘ウイルス抗原定性（上皮細胞）</u>	<u>233点</u>
	注 <u>デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性</u> については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。	
	（削る）	
<u>44</u>	<u>エンドトキシン</u>	<u>243点</u>
<u>45</u>	<u>百日咳菌抗体</u>	<u>264点</u>
<u>46</u>	<u>H I V－1 抗体（ウエスタンブロット法）</u>	<u>280点</u>
<u>47</u>	<u>結核菌群抗原定性</u>	<u>291点</u>
<u>48</u>	<u>サイトメガロウイルスpp65抗原定性</u>	<u>377点</u>
<u>49</u>	<u>H I V－2 抗体（ウエスタンブロット法）</u>	<u>380点</u>
	（削る）	
<u>50</u>	<u>H T L V－I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインプロット法）</u>	<u>425点</u>
<u>51</u>	<u>H I V 抗原</u>	<u>600点</u>
<u>52</u>	<u>抗トリコスポロン・アサヒ抗体</u>	<u>873点</u>
D O 1 3	肝炎ウイルス関連検査	
1	H B s 抗原定性・半定量	29点
2	H B s 抗体定性、H B s 抗体半定量	32点
3	H B s 抗原、H B s 抗体	88点
4	H B e 抗原、H B e 抗体	<u>104点</u>

	度として算定する。	
	（新設）	
<u>39</u>	<u>サイトメガロウイルス抗体</u>	<u>220点</u>
<u>40</u>	<u>赤痢アメーバ抗体半定量、レジオネラ抗原定性（尿）</u>	<u>223点</u>
<u>41</u>	<u>デングウイルス抗原定性、デングウイルス抗原・抗体同時測定定性</u>	<u>233点</u>
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。	
<u>42</u>	<u>水痘ウイルス抗原定性（上皮細胞）</u>	<u>240点</u>
<u>43</u>	<u>エンドトキシン</u>	<u>250点</u>
<u>44</u>	<u>百日咳菌抗体</u>	<u>272点</u>
<u>45</u>	<u>H I V－1 抗体（ウエスタンブロット法）</u>	<u>280点</u>
<u>46</u>	<u>結核菌群抗原定性</u>	<u>291点</u>
	（新設）	
<u>47</u>	<u>H I V－2 抗体（ウエスタンブロット法）</u>	<u>380点</u>
<u>48</u>	<u>サイトメガロウイルスpp65抗原定性</u>	<u>387点</u>
<u>49</u>	<u>H T L V－I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインプロット法）</u>	<u>425点</u>
<u>50</u>	<u>H I V 抗原</u>	<u>600点</u>
<u>51</u>	<u>抗トリコスポロン・アサヒ抗体</u>	<u>900点</u>
D O 1 3	肝炎ウイルス関連検査	
1	H B s 抗原定性・半定量	29点
2	H B s 抗体定性、H B s 抗体半定量	32点
3	H B s 抗原、H B s 抗体	88点
4	H B e 抗原、H B e 抗体	<u>107点</u>

5	H C V抗体定性・定量、H C Vコア蛋白	108点
6	H B c抗体半定量・定量	137点
7	H C Vコア抗体	143点
8	H A - I g M抗体、H A抗体、H B c - I g M抗体	146点
9	H C V構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性、H C V構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	160点
10	H E - I g A抗体定性	210点
11	H C V血清群別判定	227点
12	H B Vコア関連抗原 (H B c r A g)	266点
13	デルタ肝炎ウイルス抗体	330点
14	H C V特異抗体価、H B Vジェノタイプ判定	340点

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	3項目	290点
ロ	4項目	360点
ハ	5項目以上	438点

D 0 1 4 自己抗体検査

1	寒冷凝集反応	11点
2	リウマトイド因子 (R F) 定量	30点
3	抗サイログロブリン抗体半定量、抗甲状腺マイクログローム抗体半定量	37点
4	Donath-Landsteiner試験	55点
5	抗核抗体 (蛍光抗体法) 定性、抗核抗体 (蛍光抗体法) 半定量、抗核抗体 (蛍光抗体法) 定量	105点
6	抗核抗体 (蛍光抗体法を除く。)、抗インスリ	

5	H C V抗体定性・定量、H C Vコア蛋白	111点
6	H B c抗体半定量・定量	141点
7	H C Vコア抗体	143点
8	H A - I g M抗体、H A抗体、H B c - I g M抗体	146点
9	H C V構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性、H C V構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	160点
10	H E - I g A抗体定性	210点
11	H C V血清群別判定	233点
12	H B Vコア関連抗原 (H B c r A g)	274点
13	デルタ肝炎ウイルス抗体	330点
14	H C V特異抗体価、H B Vジェノタイプ判定	340点

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	3項目	290点
ロ	4項目	360点
ハ	5項目以上	447点

D 0 1 4 自己抗体検査

1	寒冷凝集反応	11点
2	リウマトイド因子 (R F) 定量	30点
3	抗サイログロブリン抗体半定量、抗甲状腺マイクログローム抗体半定量	37点
4	Donath-Landsteiner試験	55点
5	抗核抗体 (蛍光抗体法) 定性、抗核抗体 (蛍光抗体法) 半定量、抗核抗体 (蛍光抗体法) 定量	105点
6	抗核抗体 (蛍光抗体法を除く。)、抗インスリ	

ン抗体	110点
7 マトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MM P-3)	116点
8 抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定性、抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定量	117点
9 <u>抗 J o-1 抗体定性、抗 J o-1 抗体半定量、抗 J o-1 抗体定量</u>	<u>140点</u>
10 抗サイログロブリン抗体、抗 R N P 抗体定性、抗 R N P 抗体半定量、抗 R N P 抗体定量	144点
11 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146点
12 抗 S m 抗体定性、抗 S m 抗体半定量、抗 S m 抗体定量	<u>151点</u>
13 <u>C 1 q 結合免疫複合体</u>	<u>157点</u>
14 抗 S S-B / L a 抗体定性、抗 S S-B / L a 抗体半定量、抗 S S-B / L a 抗体定量、 <u>抗 S c l-70 抗体定性、抗 S c l-70 抗体半定量、抗 S c l-70 抗体定量</u>	<u>161点</u>
(削る)	
15 抗 S S-A / R o 抗体定性、抗 S S-A / R o 抗体半定量、抗 S S-A / R o 抗体定量	163点
16 <u>抗 D N A 抗体定量、抗 D N A 抗体定性</u>	<u>168点</u>
17 抗 R N A ポリメラーゼ III 抗体	170点
(削る)	
18 抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性	<u>179点</u>
19 <u>抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量</u>	<u>186点</u>
20 抗 A R S 抗体	190点

ン抗体	110点
7 マトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MM P-3)	116点
8 抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定性、抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定量	117点
(新設)	
9 抗サイログロブリン抗体、抗 R N P 抗体定性、抗 R N P 抗体半定量、抗 R N P 抗体定量、 <u>抗 J o-1 抗体定性、抗 J o-1 抗体半定量、抗 J o-1 抗体定量</u>	<u>144点</u>
10 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146点
11 抗 S m 抗体定性、抗 S m 抗体半定量、抗 S m 抗体定量	<u>155点</u>
(新設)	
12 抗 S S-B / L a 抗体定性、抗 S S-B / L a 抗体半定量、抗 S S-B / L a 抗体定量、 <u>C 1 q 結合免疫複合体</u>	<u>161点</u>
13 <u>抗 S c l-70 抗体定性、抗 S c l-70 抗体半定量、抗 S c l-70 抗体定量</u>	<u>162点</u>
14 抗 S S-A / R o 抗体定性、抗 S S-A / R o 抗体半定量、抗 S S-A / R o 抗体定量	163点
(新設)	
15 抗 R N A ポリメラーゼ III 抗体	170点
16 <u>抗 D N A 抗体定量、抗 D N A 抗体定性</u>	<u>172点</u>
17 抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性	<u>184点</u>
(新設)	
18 抗 A R S 抗体	190点

(削る)	
<u>21</u> モノクローナルR F結合免疫複合体、抗ミトコンドリア抗体定量	194点
(削る)	
22 I g G型リウマトイド因子	203点
23 抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量	204点
24 抗LKM-1抗体	221点
25 抗カルジオリピン β_2 グリコプロテインI複合体抗体	223点
26 抗TSHレセプター抗体 (TRA b)	226点
27 抗カルジオリピン抗体	232点
28 I g G ₂ (TIA法によるもの)	239点
<u>29</u> 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)	265点
<u>30</u> 抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体 (PR3-ANCA)	267点
<u>31</u> 抗デスマグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体、抗糸球体基底膜抗体 (抗GBM抗体)	270点
<u>32</u> 抗MDA5抗体、抗TIF1- γ 抗体、抗Mi-2抗体	270点
(削る)	
(削る)	
(削る)	
<u>33</u> ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性	281点
<u>34</u> 抗好中球細胞質抗体 (ANCA) 定性	290点

<u>19</u> 抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量	191点
<u>20</u> モノクローナルR F結合免疫複合体	194点
<u>21</u> 抗ミトコンドリア抗体定量	200点
22 I g G型リウマトイド因子	203点
23 抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量	210点
24 抗LKM-1抗体	221点
25 抗カルジオリピン β_2 グリコプロテインI複合体抗体	223点
26 抗TSHレセプター抗体 (TRA b)	232点
27 抗カルジオリピン抗体	239点
28 I g G ₂ (TIA法によるもの)	239点
(新設)	
(新設)	
<u>29</u> 抗デスマグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体	270点
<u>30</u> 抗MDA5抗体、抗TIF1- γ 抗体、抗Mi-2抗体	270点
<u>31</u> 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)	273点
<u>32</u> 抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体 (PR3-ANCA)	275点
<u>33</u> 抗糸球体基底膜抗体 (抗GBM抗体)	277点
<u>34</u> ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性	281点
<u>35</u> 抗好中球細胞質抗体 (ANCA) 定性	290点

35	抗デスマグレイン1抗体	300点
36	甲状腺刺激抗体 (T S A b)	340点
37	I g G ₄	377点
38	I g G ₂ (ネフェロメトリー法によるもの)	388点

39	抗GM1 I g G抗体、抗GQ1b I g G抗体	460点
----	----------------------------	------

40	抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗B P 180-N C 16 a 抗体同時測定	490点
----	---	------

41	抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗A C h R抗体)	822点
----	------------------------------	------

42	抗グルタミン酸レセプター抗体	970点
----	----------------	------

43	抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000点
----	----------------------------	--------

44	抗H L A抗体 (スクリーニング検査)	1,000点
----	----------------------	--------

45	抗H L A抗体 (抗体特異性同定検査)	4,850点
----	----------------------	--------

注1 本区分の9から15まで、17、20及び32に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

2 本区分の44及び45に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に算定する。

D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査

1	C反応性蛋白 (C R P) 定性、C反応性蛋白 (C R P)	16点
---	----------------------------------	-----

2	赤血球コプロポルフィリン定性、グルコースー	
---	-----------------------	--

36	抗デスマグレイン1抗体	300点
37	甲状腺刺激抗体 (T S A b)	340点
38	I g G ₄	377点
39	I g G ₂ (ネフェロメトリー法によるもの)	388点

40	抗GM1 I g G抗体、抗GQ1b I g G抗体	460点
----	----------------------------	------

(新設)

41	抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗A C h R抗体)	847点
----	------------------------------	------

42	抗グルタミン酸レセプター抗体	970点
----	----------------	------

43	抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000点
----	----------------------------	--------

44	抗H L A抗体 (スクリーニング検査)	1,000点
----	----------------------	--------

45	抗H L A抗体 (抗体特異性同定検査)	5,000点
----	----------------------	--------

注1 本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

2 本区分の44及び45に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に算定する。

D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査

1	C反応性蛋白 (C R P) 定性、C反応性蛋白 (C R P)	16点
---	----------------------------------	-----

2	赤血球コプロポルフィリン定性、グルコースー	
---	-----------------------	--

6-ホスファターゼ (G-6-Pase)	30点
3 グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD) 定性、赤血球プロトポルフィリン定性	34点
4 血清補体価 (CH ₅₀)、免疫グロブリン	38点
5 クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量	42点
6 血清アミロイドA ^{たん} 蛋白 (SAA)	47点
7 トランスフェリン (Tf)	60点
8 C ₃ 、C ₄	70点
9 セルロプラスミン	90点
10 非特異的 IgE 半定量、非特異的 IgE 定量	100点
11 <u>β₂-マイクログロブリン</u>	104点
12 トランスサイレチン (プレアルブミン)	107点
13 特異的 IgE 半定量・定量	110点
注 特異的 IgE 半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。	
14 <u>レチノール結合蛋白 (RBP)、α₁-マイクログロブリン、ハプトグロビン (型補正を含む。)</u>	136点
⏟ (削る)	
(削る)	
15 C ₃ プロアクチベータ	160点
16 免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清)	170点
17 ヘモペキシン	180点

6-ホスファターゼ (G-6-Pase)	30点
3 グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD) 定性、赤血球プロトポルフィリン定性	34点
4 血清補体価 (CH ₅₀)、免疫グロブリン	38点
5 クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量	42点
6 血清アミロイドA ^{たん} 蛋白 (SAA)	47点
7 トランスフェリン (Tf)	60点
8 C ₃ 、C ₄	70点
9 セルロプラスミン	90点
10 非特異的 IgE 半定量、非特異的 IgE 定量	100点
(新設)	
11 <u>β₂-マイクログロブリン、トランスサイレチン (プレアルブミン)</u>	107点
12 特異的 IgE 半定量・定量	110点
注 特異的 IgE 半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。	
13 <u>レチノール結合蛋白 (RBP)</u>	136点
14 <u>α₁-マイクログロブリン、ハプトグロビン (型補正を含む。)</u>	140点
15 <u>アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT)</u>	159点
16 C ₃ プロアクチベータ	160点
17 免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清)	170点
18 ヘモペキシン	180点

<u>18</u>	T A R C	<u>184</u> 点
<u>19</u>	A P Rスコア定性	<u>191</u> 点
<u>20</u>	アトピー鑑別試験定性	<u>194</u> 点
<u>21</u>	B e n c e J o n e s 蛋白同定 (尿)	<u>201</u> 点
<u>22</u>	癌胎児性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液)	<u>204</u> 点
<u>23</u>	免疫電気泳動法 (特異抗血清)	<u>224</u> 点
<u>24</u>	C ₁ インアクチベータ	<u>268</u> 点
<u>25</u>	免疫グロブリンL鎖κ/λ比	<u>330</u> 点
<u>26</u>	免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比	<u>388</u> 点
<u>27</u>	結核菌特異的インターフェロノン-γ産生能	<u>612</u> 点
D 0 1 6	細胞機能検査	
1	B細胞表面免疫グロブリン	<u>157</u> 点
2	T細胞サブセット検査 (一連につき)	<u>190</u> 点
3	T細胞・B細胞百分率	<u>198</u> 点
4	顆粒球機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	<u>200</u> 点
	(削る)	
5	顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)	<u>220</u> 点
6	赤血球・好中球表面抗原検査	<u>320</u> 点
7	リンパ球刺激試験 (L S T)	
	イ 1 薬剤	<u>345</u> 点
	ロ 2 薬剤	<u>425</u> 点
	ハ 3 薬剤以上	<u>515</u> 点
	(微生物学的検査)	
D 0 1 7	(略)	
D 0 1 8	細菌培養同定検査	
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	<u>160</u> 点
2	消化管からの検体	<u>180</u> 点

<u>19</u>	T A R C	<u>189</u> 点
<u>20</u>	A P Rスコア定性	<u>191</u> 点
<u>21</u>	アトピー鑑別試験定性	<u>194</u> 点
<u>22</u>	B e n c e J o n e s 蛋白同定 (尿)	<u>203</u> 点
<u>23</u>	癌胎児性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液)	<u>204</u> 点
<u>24</u>	免疫電気泳動法 (特異抗血清)	<u>230</u> 点
<u>25</u>	C ₁ インアクチベータ	<u>276</u> 点
<u>26</u>	免疫グロブリンL鎖κ/λ比	<u>330</u> 点
<u>27</u>	免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比	<u>400</u> 点
<u>28</u>	結核菌特異的インターフェロノン-γ産生能	<u>630</u> 点
D 0 1 6	細胞機能検査	
1	B細胞表面免疫グロブリン	<u>161</u> 点
2	T細胞サブセット検査 (一連につき)	<u>194</u> 点
	(新設)	
3	顆粒球機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	<u>200</u> 点
4	T細胞・B細胞百分率	<u>204</u> 点
5	顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)	<u>220</u> 点
6	赤血球表面抗原検査	<u>270</u> 点
7	リンパ球刺激試験 (L S T)	
	イ 1 薬剤	<u>345</u> 点
	ロ 2 薬剤	<u>425</u> 点
	ハ 3 薬剤以上	<u>515</u> 点
	(微生物学的検査)	
D 0 1 7	(略)	
D 0 1 8	細菌培養同定検査	
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	<u>160</u> 点
2	消化管からの検体	<u>180</u> 点

3	血液又は穿刺液 ^{せん}	215点
4	泌尿器又は生殖器からの検体	170点
5	その他の部位からの検体	160点
6	簡易培養	60点
注1	1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、 <u>112</u> 点を所定点数に加算する。	
2	入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。	
D019	細菌薬剤感受性検査	
1	1菌種	170点
2	2菌種	220点
3	3菌種以上	280点
4	<u>薬剤耐性菌検出</u>	<u>50点</u>
5	<u>抗菌薬併用効果スクリーニング</u>	<u>150点</u>
D019-2	酵母様真菌薬剤感受性検査	150点
D020~D022	(略)	
D023	微生物核酸同定・定量検査	
1	細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)	130点
2	<u>クラミジア・トラコマチス核酸検出</u>	<u>198点</u>
3	<u>淋菌核酸検出</u>	<u>204点</u>
4	<u>H B V核酸定量</u>	<u>271点</u>
5	<u>淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出</u>	<u>278点</u>
6	<u>レジオネラ核酸検出</u>	<u>292点</u>
7	<u>マイコプラズマ核酸検出</u>	<u>300点</u>
8	<u>E Bウイルス核酸定量</u>	<u>310点</u>

3	血液又は穿刺液 ^{せん}	210点
4	泌尿器又は生殖器からの検体	170点
5	その他の部位からの検体	160点
6	簡易培養	60点
注1	1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、 <u>115</u> 点を所定点数に加算する。	
2	入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。	
D019	細菌薬剤感受性検査	
1	1菌種	170点
2	2菌種	220点
3	3菌種以上	280点
	(新設)	
	(新設)	
D019-2	酵母様真菌薬剤感受性検査	150点
D020~D022	(略)	
D023	微生物核酸同定・定量検査	
1	細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)	130点
	(新設)	
2	<u>淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出</u>	<u>204点</u>
3	<u>H B V核酸定量</u>	<u>279点</u>
4	<u>淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出</u>	<u>286点</u>
5	<u>レジオネラ核酸検出</u>	<u>292点</u>
6	<u>マイコプラズマ核酸検出</u>	<u>300点</u>
7	<u>E Bウイルス核酸定量</u>	<u>310点</u>

- 9 H C V 核酸検出、H P V 核酸検出 350点
 注 H P V 核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類が A S C - U S と判定された患者又は過去に区分番号 K 8 6 7 に掲げる子宮頸部（腔部）切除術、区分番号 K 8 6 7 - 3 に掲げる子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む。）若しくは区分番号 K 8 6 7 - 4 に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。
- 10 H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）、百日咳菌核酸検出 360点
 注 H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類が A S C - U S と判定された患者又は過去に区分番号 K 8 6 7 に掲げる子宮頸部（腔部）切除術、区分番号 K 8 6 7 - 3 に掲げる子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む。）若しくは区分番号 K 8 6 7 - 4 に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。
- 11 インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出 410点
- 12 マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（M A C）核酸検出 421点
- 13 H C V 核酸定量 437点

（新設）

- 8 H C V 核酸検出、H P V 核酸検出、H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）、百日咳菌核酸検出 360点
 注 H P V 核酸検出及び H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類が A S C - U S と判定された患者又は過去に区分番号 K 8 6 7 に掲げる子宮頸部（腔部）切除術若しくは区分番号 K 8 6 7 - 3 に掲げる子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む。）を行った患者に対して行った場合に限り算定する。
- 9 インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出 410点
- 10 マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（M A C）核酸検出 421点
- 11 H C V 核酸定量 437点

14 HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量 450点

15 HIV-1核酸定量 520点

注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。

16 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出、サイトメガロウイルス核酸検出 850点

17 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 963点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。

18 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出 1,700点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。

19 HPVジェノタイプ判定 2,000点

20 HIVジェノタイプ薬剤耐性 6,000点

注 6、7、10（百日咳菌核酸検出に限る。）又は11（結核菌群核酸検出に限る。）に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。

D023-2 その他の微生物学的検査

12 HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量 450点

13 HIV-1核酸定量 520点

注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。

14 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出、サイトメガロウイルス核酸検出 850点

（新設）

15 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出 1,700点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。

16 HPVジェノタイプ判定 2,000点

17 HIVジェノタイプ薬剤耐性 6,000点

注 5、6、8（百日咳菌核酸検出に限る。）又は9（結核菌群核酸検出に限る。）に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。

D023-2 その他の微生物学的検査

- 1 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合^{たん}蛋白2' (PB P2') 定性 55点
- 2 尿素呼気試験 (UBT) 70点
- 3 大腸菌ベロトキシン定性 194点
- 4 クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出 450点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する

D024 (略)
(基本的検体検査実施料)

D025 (略)
第2款 検体検査判断料

区分

- D026 検体検査判断料
- 1 尿・糞便等^{ぶん}検査判断料 34点
 - 2 遺伝子関連・染色体検査判断料 100点
 - 3 血液学的検査判断料 125点
 - 4 生化学的検査(I)判断料 144点
 - 5 生化学的検査(II)判断料 144点
 - 6 免疫学的検査判断料 144点
 - 7 微生物学的検査判断料 150点

注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等^{ぶん}検査判断料、遺伝子関連・染色体検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

2 (略)

- 1 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合^{たん}蛋白2' (PB P2') 定性 55点
- 2 尿素呼気試験 (UBT) 70点
- 3 大腸菌ベロトキシン定性 (新設) 194点

D024 (略)
(基本的検体検査実施料)

D025 (略)
第2款 検体検査判断料

区分

- D026 検体検査判断料
- 1 尿・糞便等^{ぶん}検査判断料 (新設) 34点
 - 2 血液学的検査判断料 125点
 - 3 生化学的検査(I)判断料 144点
 - 4 生化学的検査(II)判断料 144点
 - 5 免疫学的検査判断料 144点
 - 6 微生物学的検査判断料 150点

注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等^{ぶん}検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

2 (略)

3 区分番号D004-2の1、区分番号D006-2からD006-9まで及び区分番号D006-11からD006-20までに掲げる検査は、遺伝子関連・染色体検査判断料により算定するものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査判断料は算定しない。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。）を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝性腫瘍カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

8 (略)

9 区分番号D015の16に掲げる免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）又は23に掲げる免疫電気泳

(新設)

3・4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

(新設)

6 (略)

7 区分番号D015の17に掲げる免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）又は24に掲げる免疫電気泳

動法（特異抗血清）を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料 (略)

注 1 (略)

- 2 区分番号D 0 2 6に掲げる検体検査判断料の注4本文及び注5に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第2節 (略)

第3節 生体検査料

通則

- 1 (略)
- 2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D 2 0 0からD 2 4 2までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）、区分番号D 3 0 6に掲げる食道ファイバースコピー、区分番号D 3 0 8に掲げる胃・十二指腸ファイバースコピー、区分番号D 3 1 0に掲げる小腸内視鏡検査、区分番号D 3 1 2に掲げる直腸ファイバースコピー、区分番号D 3 1 3に掲げる大腸内視鏡検査、区分番号D 3 1 7に掲げる膀胱尿道ファイバースコピー又は区分番号D 3 2 5に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

動法（特異抗血清）を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料 (略)

注 1 (略)

- 2 区分番号D 0 2 6に掲げる検体検査判断料の注3本文及び注4に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第2節 (略)

第3節 生体検査料

通則

- 1 (略)
- 2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D 2 0 0からD 2 4 2までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

イ～ヲ (略)

区分

(呼吸循環機能検査等)

通則

1・2 (略)

D 2 0 0～D 2 0 5 (略)

D 2 0 6 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

1・2 (略)

注1 (略)

2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査(ブロッケンブロー)、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、800点、800点又は1,400点を加算する。

3～9 (略)

D 2 0 7～D 2 1 0-4 (略)

D 2 1 1 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査 1,600点

注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。

2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフイー等検査又は区分番号D 2 0 8に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同

イ～ヲ (略)

区分

(呼吸循環機能検査等)

通則

1・2 (略)

D 2 0 0～D 2 0 5 (略)

D 2 0 6 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

1・2 (略)

注1 (略)

2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査(ブロッケンブロー)、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点、600点、600点又は1,400点を加算する。

3～9 (略)

D 2 0 7～D 2 1 0-4 (略)

D 2 1 1 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査 1,400点

注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。

2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフイー等検査又は区分番号D 2 0 8に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同

一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 3 運動療法における運動処方作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として、520点を所定点数に加算する。

D 2 1 1 - 2 ~ D 2 1 4 - 2 (略)

(超音波検査等)

通則 (略)

D 2 1 5 超音波検査 (記録に要する費用を含む。)

1 Aモード法 (略)

2 断層撮影法 (心臓超音波検査を除く。)

イ 訪問診療時に行った場合 400点

注 訪問診療時に行った場合は、月1回に限り算定する。

ロ その他の場合

(1)~(3) (略)

3 心臓超音波検査

イ~ハ (略)

ニ 胎児心エコー法 (略)

注1 (略)

2 当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、1,000点を所定点数に加算する。

ホ (略)

4 (略)

5 血管内超音波法 (略)

注1 (略)

2 2について、パルスドプラ法を行った場合は、パルスドプラ法加算として、150点を所定点

一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 3 運動療法における運動処方作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として、520点を所定点数に加算する。

D 2 1 1 - 2 ~ D 2 1 4 - 2 (略)

(超音波検査等)

通則 (略)

D 2 1 5 超音波検査 (記録に要する費用を含む。)

1 Aモード法 (略)

2 断層撮影法 (心臓超音波検査を除く。)

(新設)

(新設)

イ~ハ (略)

3 心臓超音波検査

イ~ハ (略)

ニ 胎児心エコー法 (略)

注1 (略)

2 当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、700点を所定点数に加算する。

ホ (略)

4 (略)

5 血管内超音波法 (略)

注1 (略)

2 2について、パルスドプラ法を行った場合は、パルスドプラ法加算として、200点を所定点

	数に加算する。	
	3～7 (略)	
D 2 1 5 - 2 ~ D 2 1 7 (略)	(監視装置による諸検査)	
D 2 1 8 分娩監視装置による諸検査		
1 1時間以内の場合	510点	
2 1時間を超え1時間30分以内の場合	700点	
3 1時間30分を超えた場合	890点	
D 2 1 9 ノンストレステスト(一連につき)	210点	
D 2 2 0 ~ D 2 2 1 - 2 (略)		
D 2 2 2 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定		
1 (略)		
2 5時間を超えた場合(1日につき)	630点	
D 2 2 2 - 2 ~ D 2 2 5 - 3 (略)		
D 2 2 5 - 4 ヘッドアップティルト試験	1,030点	
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		
D 2 2 6 (略)		
D 2 2 7 頭蓋内圧持続測定		
1 1時間以内又は1時間につき	200点	
2 3時間を超えた場合(1日につき)	800点	
D 2 2 8 ・ D 2 2 9 (略)		
D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定		
1 (略)		
2 2時間を超えた場合(1日につき)	570点	
注1・2 (略)		
D 2 3 1 ~ D 2 3 3 (略)		
D 2 3 4 胃・食道内24時間pH測定	2,000点	
(脳波検査等)		
通則 (略)		

	数に加算する。	
	3～7 (略)	
D 2 1 5 - 2 ~ D 2 1 7 (略)	(監視装置による諸検査)	
D 2 1 8 分娩監視装置による諸検査		
1 1時間以内の場合	480点	
2 1時間を超え1時間30分以内の場合	660点	
3 1時間30分を超えた場合	840点	
D 2 1 9 ノンストレステスト(一連につき)	200点	
D 2 2 0 ~ D 2 2 1 - 2 (略)		
D 2 2 2 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定		
1 (略)		
2 5時間を超えた場合(1日につき)	600点	
D 2 2 2 - 2 ~ D 2 2 5 - 3 (略)		
D 2 2 5 - 4 ヘッドアップティルト試験	980点	
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		
D 2 2 6 (略)		
D 2 2 7 頭蓋内圧持続測定		
1 1時間以内又は1時間につき	125点	
2 3時間を超えた場合(1日につき)	600点	
D 2 2 8 ・ D 2 2 9 (略)		
D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定		
1 (略)		
2 2時間を超えた場合(1日につき)	540点	
注1・2 (略)		
D 2 3 1 ~ D 2 3 3 (略)		
D 2 3 4 胃・食道内24時間pH測定	1,300点	
(脳波検査等)		
通則 (略)		

D 2 3 5 ~ D 2 3 5 - 3 (略)

D 2 3 6 脳誘発電位検査(脳波検査を含む。)

- 1 体性感覚誘発電位 850点
- 2 視覚誘発電位 850点
- 3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査 850点
- 注 (略)
- 4 聴性定常反応 1,010点

D 2 3 6 - 2 (略)

D 2 3 6 - 3 脳磁図

- 1 自発活動を測定するもの 17,100点
- 2 その他のもの 5,100点

注 1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、てんかんの診断を目的として行われる場合に限り算定する。

2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー

- 1・2 (略)
- 3 1及び2以外の場合
- イ 安全精度管理下で行うもの 4,760点
- ロ その他のもの 3,570点

注 3のイについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 7 - 2 ・ D 2 3 8 (略)

D 2 3 5 ~ D 2 3 5 - 3 (略)

D 2 3 6 脳誘発電位検査(脳波検査を含む。)

- 1 体性感覚誘発電位 804点
- 2 視覚誘発電位 804点
- 3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査 804点
- 注 (略)
- 4 聴性定常反応 960点

D 2 3 6 - 2 (略)

D 2 3 6 - 3 脳磁図

5,100点

(新設)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

(新設)

D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー

- 1・2 (略)
- 3 1及び2以外の場合 3,960点
- (新設)
- (新設)
- (新設)

D 2 3 7 - 2 ・ D 2 3 8 (略)

(神経・筋検査)

通則 (略)

D 2 3 9 筋電図検査

1 筋電図 (1肢につき (針電極にあつては1筋につき)) 320点

2・3 (略)

4 単線維筋電図 (一連につき) 1,500点

注 1・2 (略)

3 4について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 9 - 2 ~ 2 4 2 (略)

(耳鼻咽喉科学的検査)

D 2 4 3 ~ D 2 4 6 (略)

D 2 4 7 他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査

1 ~ 3 (略)

4 遊戯聴力検査 500点

5 (略)

D 2 4 8 ~ D 2 5 4 (略)

(眼科学的検査)

通則 (略)

D 2 5 5 ~ D 2 5 8 - 2 (略)

D 2 5 8 - 3 黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図 800点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 5 9 ・ D 2 6 0 (略)

D 2 6 1 屈折検査

1・2 (略)

注 1について、弱視又は不同視と診断された患者

(神経・筋検査)

通則 (略)

D 2 3 9 筋電図検査

1 筋電図 (1肢につき (針電極にあつては1筋につき)) 300点

2・3 (略)

(新設)

注 1・2 (略)

(新設)

D 2 3 9 - 2 ~ 2 4 2 (略)

(耳鼻咽喉科学的検査)

D 2 4 3 ~ D 2 4 6 (略)

D 2 4 7 他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査

1 ~ 3 (略)

4 遊戯聴力検査 450点

5 (略)

D 2 4 8 ~ D 2 5 4 (略)

(眼科学的検査)

通則 (略)

D 2 5 5 ~ D 2 5 8 - 2 (略)

(新設)

D 2 5 9 ・ D 2 6 0 (略)

D 2 6 1 屈折検査

1・2 (略)

(新設)

に対して、眼鏡処方箋の交付を行わずに矯正視力検査を実施した場合には、小児矯正視力検査加算として、35点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号D263に掲げる矯正視力検査は算定しない。

D262～D282-3	(略)	
	(皮膚科学的検査)	
D282-4～D284	(略)	
D285	認知機能検査その他の心理検査	
1	操作が容易なもの	
	イ 簡易なもの	80点
	ロ その他のもの	80点
2・3	(略)	
注	(略)	
	(負荷試験等) (略)	
	(ラジオアイソトープを用いた諸検査) (略)	
	(内視鏡検査)	

通則

1～5	(略)	
D295	関節鏡検査(片側)	760点
D296～D309	(略)	
D310	小腸内視鏡検査	
1	<u>バルーン内視鏡によるもの</u>	6,800点
	(削る)	
2	カプセル型内視鏡によるもの	(略)
3	その他のもの	(略)
注1・2	(略)	
D310-2～D312	(略)	
D312-2	<u>回腸囊ファイバースコープ</u>	550点
D313	(略)	
D314	腹腔鏡検査	2,270点

D262～D282-3	(略)	
	(皮膚科学的検査)	
D282-4～D284	(略)	
D285	認知機能検査その他の心理検査	
1	操作が容易なもの	80点
	(新設)	
	(新設)	
2・3	(略)	
注	(略)	
	(負荷試験等) (略)	
	(ラジオアイソトープを用いた諸検査) (略)	
	(内視鏡検査)	

通則

1～5	(略)	
D295	関節鏡検査(片側)	720点
D296～D309	(略)	
D310	小腸内視鏡検査	
1	<u>ダブルバルーン内視鏡によるもの</u>	7,800点
2	<u>シングルバルーン内視鏡によるもの</u>	5,000点
3	カプセル型内視鏡によるもの	(略)
4	その他のもの	(略)
注1・2	(略)	
D310-2～D312	(略)	
	(新設)	
D313	(略)	
D314	腹腔鏡検査	2,160点

D 3 1 5 ~ D 3 1 9 (略)		D 3 1 5 ~ D 3 1 9 (略)	
D 3 2 0 ヒステロスコープ	620点	D 3 2 0 ヒステロスコープ	220点
D 3 2 1 ~ D 3 2 5 (略)		D 3 2 1 ~ D 3 2 5 (略)	
第4節 診断 ^{せん} 穿刺・検体採取料		第4節 診断 ^{せん} 穿刺・検体採取料	
通則		通則	
1・2 (略)		1・2 (略)	
区分		区分	
D 4 0 0 血液採取 (1日につき)		D 4 0 0 血液採取 (1日につき)	
1 静脈	35点	1 静脈	30点
2 (略)		2 (略)	
注1~3 (略)		注1~3 (略)	
D 4 0 1 ~ D 4 0 9 - 2 (略)		D 4 0 1 ~ D 4 0 9 - 2 (略)	
D 4 1 0 乳腺 ^{せん} 穿刺又は針生検 (片側)		D 4 1 0 乳腺 ^{せん} 穿刺又は針生検 (片側)	
1 生検針によるもの	690点	1 生検針によるもの	650点
2 (略)		2 (略)	
D 4 1 1 ・ D 4 1 2 (略)		D 4 1 1 ・ D 4 1 2 (略)	
D 4 1 2 - 2 経皮的腎生検法	2,000点	(新設)	
D 4 1 3 ~ D 4 1 4 - 2 (略)		D 4 1 3 ~ D 4 1 4 - 2 (略)	
D 4 1 5 経気管肺生検法	(略)	D 4 1 5 経気管肺生検法	(略)
注1・2 (略)		注1・2 (略)	
3 <u>プローブ型顕微内視鏡を用いて行った場合は、顕微内視鏡加算として、1,500点を所定点数に加算する。ただし、注1に規定するガイドシース加算は別に算定できない。</u>		(新設)	
D 4 1 5 - 2 ・ D 4 1 5 - 3 (略)		D 4 1 5 - 2 ・ D 4 1 5 - 3 (略)	
D 4 1 5 - 4 経気管肺生検法 (仮想気管支鏡を用いた場合)		(新設)	
	5,000点		
D 4 1 5 - 5 経気管支凍結生検法	5,500点	(新設)	
注 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</u>			

D 4 1 6 ~ D 4 1 8 (略)

D 4 1 9 その他の検体採取

1・2 (略)

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、40点を所定点数に加算する。

3 動脈血採取 (1日につき) (略)

注1 (略)

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、15点を所定点数に加算する。

4 前房水採取 (略)

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、90点を所定点数に加算する。

5 副腎静脈サンプリング (一連につき) (略)

注1・2 (略)

3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、1,000点を所定点数に加算する。

6 (略)

D 4 1 9 - 2 (略)

第5節・第6節 (略)

第4部 画像診断

通則

1~7 (略)

第1節 (略)

第2節 核医学診断料

通則

1~3 (略)

区分

E 1 0 0 ・ E 1 0 1 (略)

D 4 1 6 ~ D 4 1 8 (略)

D 4 1 9 その他の検体採取

1・2 (略)

(新設)

3 動脈血採取 (1日につき) (略)

注 (略)

(新設)

4 前房水採取 (略)

(新設)

5 副腎静脈サンプリング (一連につき) (略)

注1・2 (略)

(新設)

6 (略)

D 4 1 9 - 2 (略)

第5節・第6節 (略)

第4部 画像診断

通則

1~7 (略)

第1節 (略)

第2節 核医学診断料

通則

1~3 (略)

区分

E 1 0 0 ・ E 1 0 1 (略)